

環境 NEWS (第14回)



全日本サーフキャスティング連盟本部 環境部

海釣り入門時に、多くの方々がお世話になったことのある『漁港』。ベテランと言われる方々も、今でもよく利用されていることと思います。残念ながら、そんな『漁港』が釣り禁止になっているケースをときどき耳にします。

天気の良い休日に、お父さんが息子さんを連れて海釣りデビューってこともあると思います。サカナが釣れた息子さんは、次世代の釣り人として釣り業界を盛り立ててくれることでしょう。

そんな身近な釣り場である『漁港』が、SDGs(持続可能)な釣り場で有り続けるためにも、『漁港』のおかれている立場をあらためて考えてみましょう。

そして、『漁港』が釣り場として継続使用出来るよう、釣り人の代表格としての全日本サーフ会員が、マナー向上の先導役になればいいなと思います。

水産庁漁港漁場整備部では、漁師さんたちと釣り人の交流を促進することをもとめた『漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)』を昨年6月に公表していますので、具体的な中身についてご紹介したいと思います。

漁港の釣り利用のための基本的な考え方(一部抜粋)

■前提条件

漁港は、漁業根拠地であることから漁業活動による利用が優先されるが、海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能も有しており、漁業以外の利用は排除されるものではなく、漁港施設を釣り等で使用するに当たっては、利用者の安全対策が確保されていること等に留意し、その適否については漁港管理者である都道府県、市町村が判断することとなる。

漁港における釣りは、一部の釣り人により、漁船への釣り糸の巻き込みや進路妨害など、漁業活動への支障が発生しているほか、マナー違反によるトラブルが発生している一方で、漁村地域の交流人口増加や、釣りに訪れた方が漁村地域での食事やお土産を購入するなど地域水産物の消費拡大に寄与している面があり、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限に活かした海業の取組として、漁業活動との調和を図りつつ推進することで、漁村地域の活性化が期待される。

■釣りのルールとしての、行為の制限を行う際に確認すべき法令等

【漁業法】

アワビ、ナマコ及びシラスウナギについては、漁業法において特定水産動植物に指定されており、漁業権や漁業の許可に基づかずこれらを採捕した場合には、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金といった非常に重い罪に問われることとなる。

【漁業調整規則】

遊漁者が使用できる漁具・漁法としては、一般的に、竿釣り、手釣り、たも網、徒手採捕などは認められているが、トローリングやカゴなどは一部地域を除いて認められていない。また、火光等照明の使用を禁止している場合もある。大きさの規制としては、例えば、マダイ、ブリ、ハマグリ等に規制が設けられている場合がある。また、採捕禁止期間としては、例えばアユ等に規制が設けられている。



水産庁